

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総委－61
- 2 案件名 市立くらんど人権文化センターエレベーター保守点検業務委託
- 3 案件場所 宝塚市 中野町 地内
- 4 契約期間 令和5年（2023年）10月1日～令和10年（2028年）9月30日
- 5 契約相手方 社名： 三菱電機ビルソリューションズ（株）
- 6 指定理由（根拠） 地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当

（指定理由）

当該エレベーターは、系列企業である(株)三菱電機の製造であり、安全運転維持管理上、機械設置メーカーである同社の診断が必要不可欠である。

また、当該エレベーターと契約相手方の情報センターとは電話回線により1年を通して24時間体制でエレベーターを止めずに点検するシステムを保有しているため、最適な保守点検および異常時の迅速な対応が期待できる。

なお、当業務委託にかかる契約相手方とは当該エレベーター設置以来、保守点検の契約交わし、迅速かつ丁寧な保守点検作業を履行しており実績は良好である。

- 7 問合わせ先 課名：くらんど人権文化センター 0797-73-2222

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 総賃－5
- 2 案件名 市立人権文化センター電子複写機賃貸借契約（単価契約）
- 3 案件場所 宝塚市中野町外 地内
- 4 契約期間 契約日から令和6年（2024年）9月30日まで
- 5 賃貸借等期間 令和5年（2023年）10月 1日から
令和6年（2024年） 9月30日まで
- 6 契約相手方
住所：大阪市北区梅田2-2-22 ハービス ENT オフィスタワー19F
社名：東芝テック株式会社関西支社
- 7 指定理由
（根拠）
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

（指定理由）
本件について、令和5年（2023年）7月27日、8月9日開札の一般競争入札に付しましたが、入札参加申請者がいない、一部仕様に合わない等の理由で入札辞退が出たため、2回とも取止めとなりました。
複写機の納期を考慮すると入札を再度実施する時間的余裕がないため、現在賃貸借契約者である上記業者と特名随意契約を行う。
- 8 問合わせ先
課名：ひらい人権文化センター 内線：8140

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 障委－30
- 2 案件名 宝塚市障害（がい）福祉情報支援システム標準化対応に係る標準仕様との比較分析業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 4 契約期間 契約日 から 令和6年（2024年）2月29日
- 5 契約相手方
住所：神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST
社名：富士通Japan株式会社 兵庫公共ビジネス部

6 指定理由 (根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

国は自治体情報システムの標準化を推進し、基幹業務システムについて令和7年度までに標準準拠システムへ移行することとしています。その対象に障害（がい）福祉情報支援システムが含まれていることから、国が示す標準仕様書と本市の障害（がい）福祉業務に係る現行業務及び現行システムの機能・帳票等を比較・分析する必要があります。

現行の障害（がい）福祉情報支援システムは、富士通Japan株式会社が開発し、稼働後も制度改正や業務改善等に伴う改修を重ねてきたシステムです。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでのシステム開発で蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須であり、本業務は現行システムと密接不可分であるから、特名随意契約により上記契約相手方と業務委託契約を締結するものです。

- 7 問合わせ先 課名：障害（がい）福祉課 内線：2540

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 健福生委－9
- 2 案件名 中国残留邦人等支援給付システム改修業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町地内
- 4 契約期間 契約締結日 ～ 令和 5年（2023年）10月31日

5 契約相手方

住所： 秋田市南通築地15－32

社名： 北日本コンピューターサービス株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

中国残留邦人支援事務における電算システムを円滑に稼働させるためには、ソフトを熟知している必要があります。上記の業者は本システムを開発し、ソフトを熟知していることから、事務処理上緊急時の対応が迅速にできます。また、厚生労働省の基準改定に伴うシステムの保守についてもソフトの著作権を保有している上記業者以外には当業務の実施ができないため。

7. 問い合わせ先

課名： 生活援護課

内線： 2546

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 子政委－2
- 2 案件名 たからっ子「育み」プラン策定支援業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町外 地内
- 4 契約期間 契約締結日～令和7年（2025年）3月31日
- 5 契約相手方
住所：大阪府中央区今橋3丁目1番7号 日本生命今橋ビル
社名：株式会社 地域計画建築研究所 大阪事務所
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
当該業務委託については、公募型プロポーザル方式を実施し、「たからっ子「育み」プラン策定支援業務委託プロポーザル審査会」において、プレゼンテーションとヒアリングを行った。
その結果、株式会社地域計画建築研究所大阪事務所が最も高い評価を得、優先交渉権者として選定され、当該事業者の提案内容等が、当該業務委託の目的達成に資するものと判断したため、当該事業者と特名随意契約を行うものである。
- 7 問合わせ先
課名：子ども政策課 内線：2647

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 SK-7
- 2 案件名 市営火葬場火葬炉修繕工事
- 3 案件場所 宝塚市川面字長尾山地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和5年(2023年)12月26日

5 契約相手方

住所：富山県富山市奥田新町12番3号
社名：(株) 宮本工業所

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

本市の火葬炉設備の修繕は、その設備の特殊性から、向流燃焼式火葬炉の特許をもっており、機器の機能を熟知している製造元の上記業者しかできないため。

7. 問合わせ先

課名：生活環境課

内線：2605

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 SR-3
- 2 案件名 令和5年度 市営長尾山霊園膜ろ過浄水設備修繕
- 3 案件場所 宝塚市川面字長尾山地内
- 4 契約期間 契約日 ～ 令和5年（2023年）12月26日

5 契約相手方

住所： 吹田市江の木町1番6号（関西オルガノビル4F）
社名： オルガノプラントサービス株式会社

6 指定理由

（根拠）

 地方自治法施行令 第167条の2第1項 2 号該当

 宝塚市契約規則 第20条1項該当

（指定理由）

本市の膜ろ過浄水設備の修繕は、膜モジュール系統の洗浄等、機器の機能を熟知しており、特殊な規格にも対応できる製造元の上記業者しかできないため。

7. 問い合わせ先

課名：生活環境課

内線：2605

特名随意契約の理由書

- 1 委託番号 ST-2
- 2 委託名 指定喫煙所清掃管理業務委託
- 3 委託場所 宝塚市栄町1丁目、2丁目地内（裏面図のとおり）
- 4 契約期間 令和5年10月1日から令和7年9月30日まで
(2023年) (2025年)
- 5 契約相手方
住所：宝塚市栄町2丁目1番1号
社名：ソリオ宝塚都市開発株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項2号該当
宝塚市契約規則 第20条第1項ただし書該当

(指定理由)

当該委託は、ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例の施行に伴い当市が設置した市指定喫煙所の清掃管理及び当該禁止区域における清掃業務を委託するものであります。

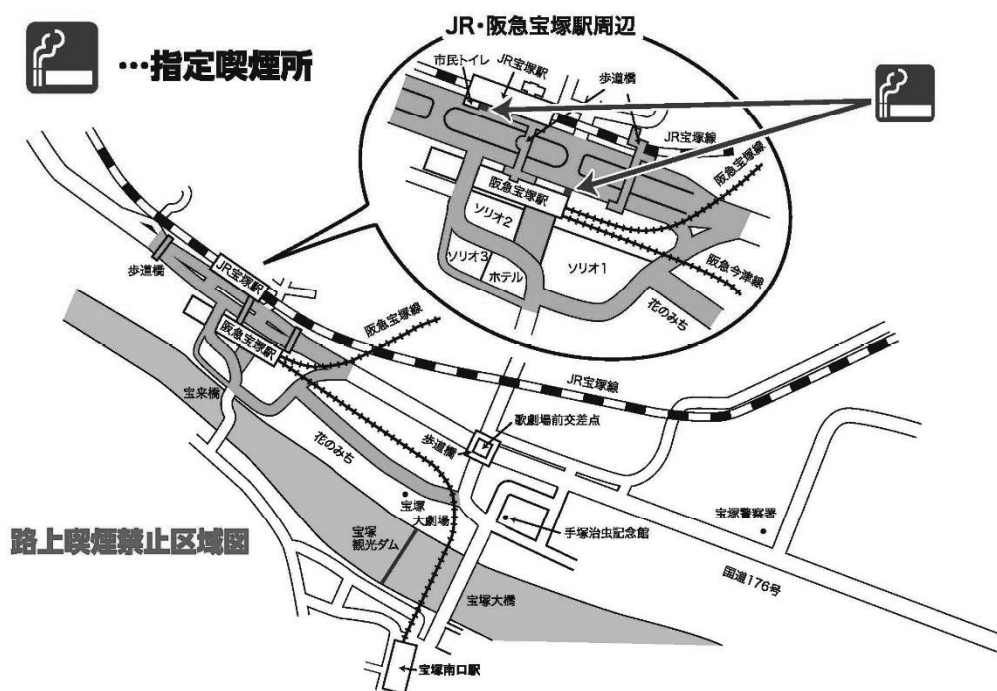
当該喫煙所は、JR宝塚駅舎南及び阪急宝塚駅北側に位置し、宝塚駅前の各施設と連なった場所に設置しており、受託者は当該喫煙所の清掃管理及び当該禁止区域の清掃等効率的かつ一体的に利用者の利便性を損ねることなく、また、安全に当該業務を実施しなければなりません。

また、受託者は当該喫煙所における、煙による通行人への影響や火災等の不測の事態に迅速に対応する必要があるため、時間的、技術的、体制的に対応可能な条件を兼ね備え、かつ、当該地域を熟知している業者であり、かつ、当該区域内において各施設の清掃や保安、保守管理等の業務を請け負っている当該業者に委託することが適当であると考えます。

7 問い合わせ先

課名：生活環境課 内線：2524

清掃管理する指定喫煙所の位置図



特名随意契約の理由書

- 1 案件名 公金収納済通知書 OCR 等処理業務委託
- 2 案件場所 宝塚市東洋町 地内
- 3 契約期間 令和5年(2023年)10月1日 ~ 令和6年(2024年)9月30日

4 契約相手方

住所：大阪府大阪市北区茶屋町18番14号
社名：株式会社池田泉州銀行

5 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号該当

宝塚市契約規則第20条第1項 ただし書該当

(指定理由)

本業務は、収納済通知書を処理し、各収納課及び会計課が閲覧可能な画像データと消込データを作成するとともに、オンラインによるデータ修正を可能とするものです。

次のような理由により株式会社池田泉州銀行との随意契約を締結します。

- 1、公金に係る証拠書類の整理と、データ化を行うものであり、内容判断についての専門性や迅速性、書類の受け渡しについての安全性、確実性、機密の保持及び事故等のリスクへの対応といった観点から、市の公金を取り扱う指定金融機関以外では実施が困難であること。
- 2、本市の財務会計システム及び税・料等の収納システムに対応しているものであり、新規のカスタマイズ費用が不要であること。
- 3、各収納課においてシステムの標準化が進められており、本契約から提供される消込データを用いて、収納消込を行うことを前提にシステム開発が進められているため。

6. 問い合わせ先

課名：会計課 内線：2503

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 会－37
- 2 案件名 公金収納振替データ処理業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 1 地内
- 4 契約期間 令和5年(2023年)10月1日から令和8年(2026年)9月30日
- 5 契約相手方
住所： 神戸市中央区播磨町21番1
社名： 株式会社 さくらケーシーエス
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書該当

(指定理由)
本業務は、税・料について、LGWAN回線を通じて口座振替データ及び市県民税特別徴収分収納データを伝送するものです。
伝送業務に必要なLGWAN-ASPの認証を受けており、かつ、市県民税特別徴収分収納処理について現在の取扱い金融機関全てと本業務を実施できるのは、上記業者のみであるため。
- 7 問合わせ先
課名： 会計課 内線：2503

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号
- 2 案件名 救急救命士気管挿管実習委託契約
- 3 案件場所 宝塚市小浜4丁目5番1号
- 4 契約期間 令和 5年(2023年) 10月 2日 ~
令和 6年(2024年) 3月31日
- 5 契約相手方 宝塚市立病院
住所 宝塚市小浜4丁目5番1号
- 6 指定理由
(根拠)
地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)
救急救命士気管挿管実習は、厚生労働省が定める実施要領に基づく実習で、実習対象者は阪神・丹波地域メディカルコントロール協議会の推薦を受け、阪神・丹波地域メディカルコントロール協議会が選定した医療機関において行わなければならないため。
7. 問合わせ先
課名：救急課 内線：2403

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 教管委－420
- 2 案件名 宝塚市就学事務システム標準化対応に係る標準仕様との比較分析業務委託
- 3 案件場所 宝塚市東洋町 地内 外
- 4 契約期間 契約日 から 令和5年（2023年）12月31日
- 5 契約相手方
住所： 神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST
社名： 富士通Japan株式会社

6 指定理由
(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 2号該当

宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

国は自治体情報システムの標準化を推進し、基幹業務システムについて令和7年度までに標準準拠システムへ移行することとしています。その対象に就学事務システムが含まれていることから、国が示す標準仕様書と本市の就学事務等業務に係る現行業務及び現行システムの機能・帳票等を比較・分析する必要があります。

現行の就学事務システムは、富士通Japan株式会社が保守し、稼働後も制度改正や業務改善等に伴う改修を重ねてきたシステムです。本業務を正確かつ円滑に進めるためには、これまでのシステム保守で蓄積した業務プロセスやプログラム仕様等にかかる知識を保有することが必須であり、本業務は現行システムと密接不可分であるから、特名随意契約により上記契約相手方と業務委託契約を締結するものです。

7 問合わせ先

課名：学事課

内線：2287